

非常勤職員の災害補償に関する条例の一部を改正する条例
のあらまし

- 1 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行による地方公務員等共済組合法等の改正に伴い、非常勤職員に、同一の事由により、本条例による傷病補償年金等と厚生年金保険法等他の法令による障害厚生年金等とが併給される場合の調整など、所要の改正を行います。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用します。